

予約採用 奨学金の概要について

第1章：奨学金の種類および重要事項

重要事項	給付奨学金 (授業料減免)	貸与奨学金	
		第一種（無利子）	第二種（有利子）
管轄	日本学生支援機構 ※授業料減免は大阪府	日本学生支援機構	日本学生支援機構
窓口	学 校		
申請者・振込口座	学生本人 ※1		
採用可否	保護者の経済状況		
利用期間	在 学 中 ※2		
返還（卒業後）	不要 ※3	必要	必要 ※4
利子		なし	あり ※4
成績基準	非常に厳しい	普通	普通
保証人	不要	必要	必要

※1：申請者は学生本人、ただし保護者の協力も必要。口座名義も学生本人

※2：退学・除籍後は利用不可

※3：学業が著しく不良の場合は返還必要、不正受給の場合は得た奨学金の1.4倍の額を返還

※4：卒業後に返還となり、在学中は利子不要で低金利

第2章：給付奨学金

1. 給付額

区分（第Ⅰ～Ⅲ）の確認

<毎月の給付額>

区分	自宅通学 (加口内は生活保護受給者)	自宅外通学
第Ⅰ区分	38,300円 (42,500円)	75,800円
第Ⅱ区分	25,600円 (28,400円)	50,600円
第Ⅲ区分	12,800円 (14,200円)	25,300円

※毎年10月に区分見直しあり、前期：4月～9月、後期：10月～3月

※採用時は、自宅通学での金額となり、「通学形態変更届兼自宅外証明書送付状」を提出することで自宅外通学の金額となる

2. 通学形態（※貸与奨学金も同条件）

(1) 自宅通学

学生本人が生計維持者（原則父母）と同居している場合

(2) 自宅外通学 ※①～④いずれにも該当

- ① 学生本人が生計維持者（原則父母）と別居していること
- ② 実家以外の場所に家賃を支払って居住していること
- ③ 証明書（＝マンション等の賃貸借契約書コピー）の提出ができること
- ④ 自宅外通学の要件である下記のア～オのいずれかに該当すること

- ア. 実家（生計維持者いずれもの住所）から学校までの通学距離が片道 60km 以上（目安）
- イ. 実家から学校までの通学時間が片道 120 分以上（目安）
- ウ. 実家から学校までの通学費が月 1 万円以上（目安）
- エ. 実家から学校までの通学時間が片道 90 分以上であって、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が 1 時間当たり 1 本以下（目安）
- オ. その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合

<自宅外通学の申請方法>

※「通学形態変更届兼自宅外証明書送付状」と「賃貸借契約書のコピー」を提出

※提出がない場合、自宅通学者のままとなり、不正があった場合、最大 1.4 倍の金額の返金が必要

3. 在籍報告

在籍状況や通学形態などの申告内容に変更がないか等、四半期ごと（4 月、7 月、10 月）に報告が必要。期限までに報告がない場合、給付奨学金停止および授業減免金額の返金が発生

4. 適格認定

毎年 10 月に家計収入、毎年 10 月と 4 月に学業成績の状況から継続して受給できるか決定

(1) 家計収入

毎年 10 月にマイナンバーの所得情報により区分見直し

※資産(現金・貯金等)合計金額 2,000 万円未満(生計維持者 1 人の場合 1,250 万円未満) であること

(2) 学業成績

前期および後期の成績が下記区分に該当した場合、廃止

※成績が著しく不良であり、災害傷病等のやむを得ない事由がないときは返還が必要

【廃止区分】 ※即刻廃止

- ① 修業年限で卒業できないこと（卒業延期）が確定
- ② 修得単位数が標準（進級・卒業に必要な単位数）の 5 割以下
- ③ 出席率が 5 割以下
- ④ 下記【警告区分】に連続該当

【警告区分】 ※連続で該当した場合、廃止

- ① 修得単位数が標準（進級・卒業に必要な単位数）の 6 割以下
- ② G P A（成績平均値☆）が所属する学校における下位 1/4 範囲
- ③ 出席率が 8 割以下

☆ G P A（成績平均値）とは成績評価をポイント（A = 3、B = 2、C = 1、D = 0、R = 2）にし、合算した数値（G P 値）を履修した科目数で割ったものが G P A 値となる。

第3章：授業料減免

- ※給付奨学金と授業料減免はセットになっており、給付奨学金対象者でないと授業料減免は適用されない
- ※授業料減免は、学年を前期と後期に分けて、2回実施することが基本

1. 授業料減免額

区分（第Ⅰ～Ⅲ）の確認

<授業料の減免額上限>

区分	昼間部	夜間部
第Ⅰ区分	590,000 円	390,000 円
第Ⅱ区分	393,400 円	260,000 円
第Ⅲ区分	196,700 円	130,000 円

※毎年10月に区分見直しあり、前期：4月～9月、後期：10月～3月

※詳細は、別紙参照

2. 申請方法

『授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（A様式1）』を提出

3. 継続願

授業料減免を継続して受けるとき、『授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書』（A様式2）を提出
※後日別途案内

4. 適格認定

第2章：給付奨学金 4 適格認定に準ずる

5. 減免について

(1) 減免方法

※前期区分が後期区分も継続すると仮定して減免を実施。 ※下記(3)の調整減免が発生する可能性あり

- ①授業料全額納付（1回払い）：減免額を返金
- ②授業料前期納付（2回払い）：後期授業料請求時に減免
- ③授業料分割払い（月払い）：支払いの最後の月から順に減免

(2) 減免時期

- ①1年生：8月頃を予定
- ②2年生：8月頃を予定

(3) 調整減免

前期と後期で区分が変更になった場合、学校に返金もしくは追加で減免が発生

① 区分変更により追加減免（返金）が受けられる場合（上位区分に変更）

差額分を 11 月頃に返金

(例) 昼間部で前期区分Ⅱ（8月に393,400円減免済み）、後期で区分Ⅰになった場合

前期区分Ⅱ 393,400円×1/2（前期） = 196,700円	
後期区分Ⅰ 590,000円×1/2（後期） = 295,000円	計 491,700円（真の減免額）
減免済み金額 393,400円 - 真の減免額 491,700円 = -98,300円（追加減免）	
※98,300円を11月頃に学生へ返金	

② 区分変更により支払いをしなければならない場合（下位区分に変更）

差額分を 11 月頃に納入

(例) 昼間部で前期区分Ⅰ（8月に590,000円減免済み）、後期で区分Ⅱになった場合

前期区分Ⅰ 590,000円×1/2（前期） = 295,000円	
後期区分Ⅱ 393,400円×1/2（後期） = 196,700円	計 491,700円（真の減免額）
減免済み金額 590,000円 - 真の減免額 491,700円 = 98,300円（学校へ支払い）	
※98,300円を後期区分が確定した翌月11月頃に学校へ支払い	

(4) 退学時の対応

退学した場合、在学していない期間は減免を受けることができない。つまり、月割り計算をして差額分をすぐに納入しなければならない。

(例) 昼間部で前期・後期共に区分Ⅰ（8月に590,000円減免済み）、12月末で退学した場合

前期区分Ⅰ 590,000円×1/2（前期） = 295,000円	
後期区分Ⅰ 590,000円×1/2（後期）÷6か月×3か月（在籍期間） = 147,500円	
295,000円 + 147,500円 = 442,500円（真の減免額）	
減免済み金額 590,000円 - 真の減免額 442,500円 = 147,500円（学校へ支払い）	

第4章：貸与奨学金

進学届の入力時点で確認すべき事項

1. 貸与月額
2. 入学時特別増額貸与奨学金
3. 保証制度
4. 利率の算定方法
5. 奨学金振込口座

1. 貸与月額

<第一種奨学金の貸与額>

専修学校（専門課程） の金額	月額	
	自宅通学	自宅外通学 ※
最高月額	53,000円	60,000円
最高月額以外の月額	2~4万円の間で 1万円単位で額を選択	2~5万円の間で 1万円単位で額を選択

※重要※ 自宅外通学者は、賃貸借契約書コピーなどを提出いただく場合あり

<給付奨学金利用者の第一種奨学金貸与額> ※給付奨学金利用者は第一種奨学金の金額が制限される

区分	自宅通学 (加コ内は生活保護受給者)		自宅外通学 ※	
	昼間部	夜間部	昼間部	夜間部
第Ⅰ区分	0円	0円	0円	0円
第Ⅱ区分	0円	5,700円(9,900円)	0円	0円
第Ⅲ区分	23,800円(29,400円)	29,300円(34,900円)	18,300円	23,800円

<第二種奨学金の貸与額>

2万円から12万円までの間で1万円単位で額を選択

2. 入学時特別増額貸与奨学金 (対象者のみ)

入学時の諸費用の負担を補うことを目的として10～50万円までの間で10万円単位で額を選択

申込者には条件があり、「令和3年度大学等奨学生採用候補者決定通知」に、以下(1)(2)のいずれか記載

(1)「日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込**必要**」と記載(空白)がある方 ※以下①②の書類必要

①入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書

②融資できないことが記載された日本政策金融公庫からの通知文のコピー

(圧着はがきの場合は、申込者氏名が印字されている宛名面のコピーも提出)

※書類が用意できない場合は辞退

(2)「日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込**不要**」と記載がある方

追加書類なしで申し込み可

3. 保証制度

(1) 機関保証と (2) 人的保証のいずれかを選択

(1) 機関保証

保証機関(公益財団法人日本国際教育支援協会)に保証を依頼し、保証を受ける制度

※一定の保証料の支払い(貸与額の約5%)が必要で、貸与額から差し引かれる

(2) 人的保証

機構が定める条件を満たす人に①連帯保証人および②保証人を引き受けてもらう制度

※返還責任が奨学生本人→連帯保証人→保証人と移行

①連帯保証人

原則父親もしくは母親などの親権者

②保証人

65歳未満の4親等以内の親族(おじ、おば等) ※親、20歳未満、学生不可

<よくある質問>

Q1. 離婚した父(母)を保証人にすることはできるか?

A1. 収入に関する証明書(年間収入320万円以上)と返還保証書の提出をすることで可能

Q2. 65 歳以上の祖父（祖母）を保証人にすることはできるか？

A2. 預貯金残高証明書（貸与総額以上）と返還保証書の提出をすることで可能

Q3. 兄（姉）を保証人にすることはできるか？

A3. 学生ではない 20 歳以上で、自身で生計を維持して（働いて）いれば可能

※人的保証を選択された方への注意事項

- ・連帯保証人および保証人の印鑑登録証明書に記載のある住所、勤務先、勤務先電話番号が必要
- ・後日、返還誓約書提出の際に、連帯保証人および保証人の署名、実印、印鑑登録証明書が必要（よくある質問 Q1・Q2 のを選択された場合、返還誓約書提出時に各証明書が必要）

※申請後に保証の変更は、原則できない為、慎重に選択をしてください。

4. 利率の算定方法（第二種奨学金および入学時特別増額貸与奨学金貸与者）

返還利率は（1）利率固定方式と（2）利率見直し方式から選択

（1）利率固定方式

貸与終了時に決定した利率が、返還完了まで適用 ※2020 年 12 月現在利率 0.157%

（2）利率見直し方式

貸与終了時に決定した利率が、おおむね 5 年ごとに見直し ※2020 年 12 月現在利率 0.002%

5. 奨学金振込口座

奨学金は本人名義の口座に振込があり、一部使用できない金融機関があるため注意

※使用できない金融機関：農協、信託銀行、外資系銀行、ネット銀行（楽天、セブン、新生、あおぞら等）

第 5 章：留学中の奨学金の取り扱い

アメリカおよび台湾留学中も、奨学金は利用可能。ただし、帰国後の 3 年目は基本、すべての奨学金が利用できません。※貸与奨学金第二種は別途、延長申請することで 3 年目も利用可能(☆)

期間 \ 奨学金種類	給付奨学金	授業料減免	貸与(第一種)	貸与(第二種)
1 年目	○	○	○	○
2 年目 (留学中)	○	○	○	○
3 年目	×	×	×	☆

※貸与奨学金第二種の延長申請は、1 月に実施する継続願説明会にて案内

MEMO

A large, empty rounded rectangular box with a black border, intended for writing a memo. The box is centered on the page and occupies most of the vertical space below the title.